

平成 24 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要 — 栄養関係変更部分 — (案)

障害保健福祉関係主管課長会議（平成 24 年 2 月 20 日）資料より抜粋

1. 食事提供体制加算の適用期限の延長等

○生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援においては、低所得の利用者の食費負担が原材料費相当のみとなるよう、平成 24 年 3 月 31 日までの時限措置として食事提供体制加算が設けられているが、当該加算の取得実態を踏まえ、これを平成 27 年 3 月 31 日まで延長する。なお、障害児通所支援においても同様の措置を講ずる。

○宿泊型自立訓練の食事提供体制加算の加算単位について、食事の提供回数が同じ短期入所等と同水準に引き上げる。

●宿泊型自立訓練の食事提供体制加算の取扱いの見直し

[現行] 食事提供体制加算(Ⅱ)(42 単位/日)を算定。

[見直し後] 食事提供体制加算(Ⅰ)(68 単位/日)を算定。

2. 経口維持加算の算定要件の緩和

○入所者に対する経口維持の支援を促進する観点から、現行の経口維持加算の算定要件の緩和を行う。

●経口維持加算の算定要件の見直し

経口維持加算の算定要件については、介護報酬改定の動向を踏まえて対応する。

3. 栄養マネジメント加算の算定要件の経過措置の延長

○平成 24 年 3 月 31 日までの経過措置とされている栄養マネジメント加算の管理栄養士配置要件

の経過措置を、平成 27 年 3 月 31 日まで延長する。なお、障害児入所支援においても同様の措置を講ずる。

4. 報酬請求事務の簡素化のための加算の整理

○報酬請求事務の簡素化を図る観点から、土日等日中支援加算及び栄養士配置加算を基本報酬に組み込むとともに、いずれも入院時の支援に係るものである入院・外泊時加算及び長期入院等支援加算について、統合して整理する。なお、管理栄養士若しくは栄養士が配置されていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士が常勤でない場合には、一定の減算を行う。
☆栄養士配置加算の基本報酬への組み込みに伴う減算の新設

[管理栄養士又は栄養士が配置されていない場合]

利用定員が 40 人以下 27 単位/日を減算

利用定員が 41 人以上 60 人以下

22 単位/日を減算

利用定員が 61 人以上 80 人以下

15 単位/日を減算

利用定員が 81 人以上 12 単位/日を減算

[配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない場合]

利用定員が 40 人以下 12 単位/日を減算

利用定員が 41 人以上 60 人以下

10 単位/日を減算

利用定員が 61 人以上 80 人以下

7 単位/日を減算

利用定員が 81 人以上

6 単位/日を減算

平成 24 年度介護報酬改定の概要— 栄養関係変更部分 — (案)

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（平成 24 年 2 月 23 日）資料より抜粋

現 行	改 正 案
居宅療養管理指導費	居宅療養管理指導費
ハ 管理栄養士が行う場合	二 管理栄養士が行う場合
(1) 在宅の利用者に対して行う場合 530 単位	(1) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 530 単位



(2) <u>居住系施設入居者等</u>に対して行う場合 450 単位 注 <u>通院又は通所が困難な在宅の利用者又は居住系施設入居者等</u>に対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、1 月に 2 回を限度として算定する。 以下省略	(2) <u>同一建物居住者</u>に対して行う場合 450 単位 注 (1) については、在宅の利用者（当該利用者と同一の建物に居住する他の利用者に対して指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が同一日に指定居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者（<u>以下この注において「同一建物居住者」という。</u>）を除く。）であって通院又は通所が困難なものに対して、(2)については、在宅の利用者（同一建物居住者に限る。）であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、1 月に 2 回を限度として算定する。 以下省略
--	--

現 行	改 正 案
ト 経口維持加算 (1) 経口維持加算(Ⅰ) 28 単位 (2) 経口維持加算(Ⅱ) 5 単位 注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、<u>医師の指示</u>に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、<u>医師の指示</u>を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して 180 日以内の期間に限り、1 日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合は、算定しない。また、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合は、経口維持加算(Ⅱ)は、算定しない。 イ 経口維持加算(Ⅰ) 経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象としていること。 ロ 経口維持加算(Ⅱ) 経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としていること。	ト 経口維持加算 (1) 経口維持加算(Ⅰ) 28 単位 (2) 経口維持加算(Ⅱ) 5 単位 注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、<u>医師又は歯科医師の指示</u>に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、<u>医師又は歯科医師の指示</u>（<u>歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注 2 において同じ。</u>）を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して 180 日以内の期間に限り、1 日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合は、算定しない。また、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合は、経口維持加算(Ⅱ)は、算定しない。 イ 経口維持加算(Ⅰ) 経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象としていること。 ロ 経口維持加算(Ⅱ) 経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としていること。



2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して 180 日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して 180 日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。